

特定化学物質の取扱い量 集計結果(令和元年度 東松山市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱い量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	3	11	48,370	10	2,760	45,610	0
1	37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名 ビスフェノールA)	1	20	2,000	28	2,000	0	0
1	51	2-エチルヘキサン酸	1	20	32,000	13	32,000	0	0
1	53	エチルベンゼン	21	4	497,250	5	92,400	0	404,850
1	57	エチレングリコールモノエチルエーテル	1	20	23,000	14	23,000	0	0
1	71	塩化第二鉄	1	20	1,000	36	1,000	0	0
1	80	キシレン	26	1	1,934,830	2	94,730	0	1,840,100
1	133	酢酸2-エトキシエチル(別名 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	1	20	3,100	25	3,100	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	3	11	20,200	17	20,200	0	0
1	207	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	1	20	1,700	29	1,700	0	0
1	232	N,N-ジメチルホルムアミド	1	20	2,500	26	2,500	0	0
1	239	有機スズ化合物	1	20	12,000	22	4,000	550	7,800
1	281	トリクロロエチレン	1	20	17,000	18	17,000	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	22	3	1,198,550	4	4,550	0	1,194,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	17	5	123,720	8	3,100	0	120,620
1	300	トルエン	24	2	4,048,540	1	172,040	0	3,876,500
1	302	ナフタレン	1	20	500	40	500	0	0
1	304	鉛	1	20	7,100	24	7,100	0	0
1	305	鉛化合物	1	20	1,100	33	1,100	0	0
1	308	ニッケル	1	20	940	37	940	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	20	1,600	30	1,600	0	0
1	320	ノニルフェノール	1	20	21,000	15	21,000	0	0
1	321	バナジウム化合物	1	20	2,100	27	2,100	0	0
1	354	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	1	20	720	38	720	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	17	5	1,231,500	3	0	0	1,231,500
1	400	ベンゼン	16	7	232,600	7	0	0	232,600
1	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	20	1,100	33	1,100	0	0
1	411	ホルムアルデヒド	1	20	1,100	33	1,100	0	0
1	414	無水マレイン酸	1	20	580	39	580	0	0
1	438	メチルナフタレン	3	11	37,600	12	15,600	0	22,000
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	20	1,300	32	1,300	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	2	16	1,420	31	1,420	0	0

物質 区分	物質 番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	4	8	248,500	6	248,500	0	0
3	16	シクロヘキサノン	2	16	15,300	20	15,300	0	0
3	21	硝酸	2	16	8,940	23	8,940	0	0
3	33	ニブトキシエタノール	2	16	12,780	21	12,780	0	0
3	35	メタノール	3	11	21,000	15	21,000	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	3	11	38,000	11	38,000	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	4	8	70,700	9	70,700	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	4	8	15,690	19	15,690	0	0
		合計	—	—	9,938,930	—	963,150	46,160	8,929,970

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。